

国際結婚にみられる共生の形態

—日本人と米国人のカップルの事例を手がかりに—

長坂 香織* 浅井 美智子**

要旨

近年、欧米先進国の後を追うように、日本における外国人の長期的滞在への傾向は益々高まってきている。殊に、外国人労働者の定住化は、労働力不足の日本経済にとっていまや避けえない現象といってよいだろう。このような多文化化の進展は、あきらかに日本人に対し様々な外国人との共生の意識を求めている。国際結婚は、まさにこの多文化共生の意識を欠いてはありえないものと言えよう。

外国人が日本人と結婚し日本で生活を営むということは、煩雑な法的な手続きから始まり、単なる異文化適応と葛藤という言葉では言い尽くせない障害がある。そのような障害を乗り越え、永年日本で暮らしてきた外国人とその日本人配偶者は、どのような意識を持って共に生きてきたのか。本稿では、国際結婚によって子供をもうけ、日本に長期滞在している在日米国人と、その日本人配偶者の事例を、アンケート及びインタビューを通して検討し、多文化共生の成立条件を探る。多文化共生の一形態としての国際結婚は、相互の愛情はさることながら、経験の共有、相互の文化の認知・容認、新しい文化の創造を条件として成立することが示唆された。

キー・ワード：多文化共生、国際結婚、国際人

I. はじめに

地方において外国人の姿を目にすることが稀であった1970年代。国際的な労働力の移動のメカニズムの中で、ニュー・カマーズと呼ばれる外国人労働者が数多く流入し、定住し始めた1980年代後半。そしてこのような国内での多民族化、多文化化が表面化し問題となった1990年代。21世紀を前に、日本の人口に占める外国人の割合は急激に増加し、それに伴い日本人の外国人に対する意識も変革を迫られている。従来在日朝鮮人に行われてきたような同化強制的、差別的な意識ではなく、国内に抱える外国人居住者の市民権を認め、彼らと共に生活する共生の意識を求められているのである。単一民族国家幻想を抱いていた大方の日本人にとって、この急激な変化を受け入れ、多文化共生の意識を高める事は並大抵のことではないだろう。

では、多文化共生が成立する条件とは何である

う。本研究では、個人の共生意識に焦点をあて、国際結婚—異なる生活様式、行動様式を持った二者の結婚—を二文化の共生として捉え、その成立条件を事例に求める。文化の定義にあたっては、文化人類学的、心理学的、社会学的に様々な定義がなされているが、文化人類学的な見地の一つをとり、「特定の社会の人々によって取得され、共有され、伝達される行動様式ないし生活様式」とした。

II. 多文化化の現状

(1) 外国人登録者数の推移 (表1-1、図1-1参照)

外国人登録者数は、法務省在留外国人統計によれば、1986年745,565件（我が国の総人口に占める割合0.68%）、1990年1,075,317件（我が国の総人口に占める割合0.87%）、1995年1,362,371件（我が国の総人口に占める割合1.12%）、1999年には1,556,113人（我が国の総人口に占める割合1.23%）

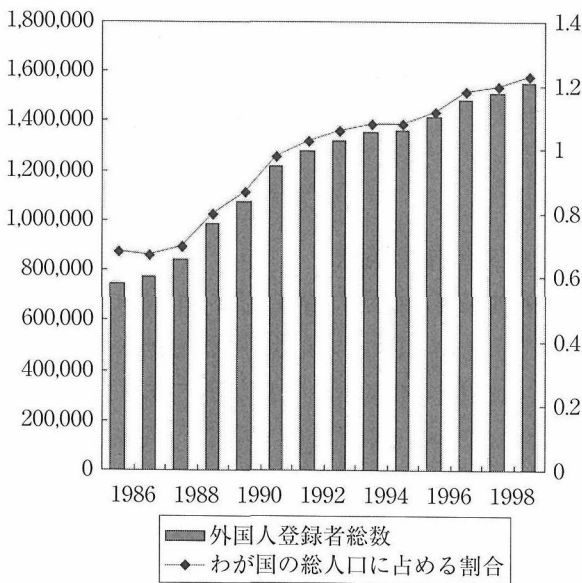
と年々増加の一途をたどっている。2000年現在と10年前とを比較すると、我が国の総人口伸び率は2.8%、外国人登録者数の伸び率は58.1%となる。

また、外国人登録者数の出身地域は、アジア、南米地域で登録者総数の92.5%を占めるとはいえ、北米、ヨーロッパ、オセアニア、アフリカ地域と全世界におよんでいる。

表 1－1 外国人登録者総数の推移
(各年末現在)

	外国人登録者総数	わが国の総人口に占める割合
1986	745,565	0.68
1987	774,505	0.67
1988	840,885	0.70
1989	984,455	0.80
1990	1,075,371	0.87
1991	1,218,891	0.98
1992	1,281,644	1.03
1993	1,320,748	1.06
1994	1,354,011	1.08
1995	1,362,371	1.08
1996	1,415,136	1.12
1997	1,482,707	1.18
1998	1,512,116	1.20
1999	1,556,113	1.23

(法務省入国管理局「外国人登録者統計」より)



(法務省入国管理局「外国人登録者統計」より)

図 1－1 外国人登録者総数の推移

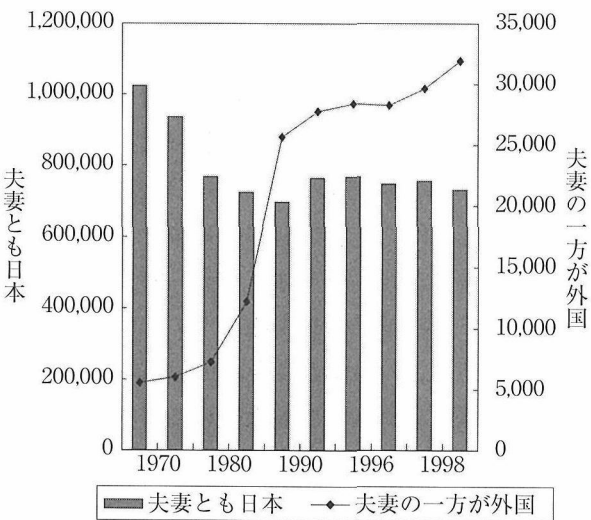
(2) 国際結婚 (表1-2、図1-2参照)

厚生省大臣官房統計情報部「平成9年度人口動態統計」によれば、夫妻の一方が外国人である婚姻件数は、1965年に4,156件(総婚姻件数比0.4%)、1975年6,045件(総婚姻件数比0.6%)、1985年12,181件(総婚姻件数比1.7%)、1995年27,727件(総婚姻件数比3.5%)、1999年には31,900件(総婚姻件数比4.2%)と急激に増えており、この30年あまりの間に総婚姻件数比では10倍を超えている。その国籍別内訳を見ると、1960年代には米国が、1970年代から80年代には韓国が国際結婚の約半数を占めていたが、1999年には中国8,646件、韓国・朝鮮8,297件、フィリピン6,515件、ついで米国の3,604件、タイの2,088件、以下英国、ブラ

表 1－2 日本における婚姻件数

	総数	夫妻とも日本	夫妻の一方が外国	夫日本・妻外国	妻日本・夫外国
1970	1,029,405	1,023,859	5,546	2,108	3,438
1975	941,628	935,583	6,045	3,222	2,823
1980	774,702	767,441	7,261	4,386	2,875
1985	735,850	723,669	12,181	7,738	4,443
1990	722,138	696,512	25,626	20,026	5,600
1995	791,888	764,161	27,727	20,787	6,940
1996	795,080	766,708	28,372	21,162	7,210
1997	775,651	747,400	28,251	20,902	7,349
1998	784,595	754,959	29,636	22,159	7,477
1999	762,028	730,128	31,900	24,272	7,628

(厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計年報」より作成)



(厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計年報」より作成)

図 1－2 日本における婚姻件数

ジル、ペルー、その他の外国となっている。国際結婚の多様化、多文化化が進展しているといっ
てよからう。一方、夫妻とも日本人の婚姻件数は
1965年の950,696件（総婚姻件数比99.6%）から、
70年前半の多少増加はあったものの、1999年には
730,128件（総婚姻件数比95.8%）と、大幅に減少
してきている。

(3) 在留外国人の増加をめぐる日本社会の展望

(1)(2)のデータからは、両親が日本国籍の子供の
減少と共に、様々な文化を背負った子供の増加が
自明であり、教育、特に公教育のあり方に疑問が
投げかけられる。また、日本国内の外国人増加は、
労働人口の世界的な移動、様々な国際化の進展の
なかで避けうるものではないことも述べるまでも
ない。日本人と外国人とが共生していかなければなら
ない社会は、現実としてわれわれの目前に存在す
るのである。

法務大臣は、平成12年3月第2次出入国管理基
本計画を策定した。これは、法務省入国管理局に
よれば、不法入国、不法滞在者問題に対する効果
的な取組のあり方を示すと同時に、「今日の国際
化の進展に伴い、国民生活の繁栄と安定を国際社
会に向けていっそう開かれた社会の中で求めるこ
とが指向されており、円滑かつ適正な出入国管理
を行っていく必要」性に応え、さらには来るべき
わが国の少子・高齢化社会に対する対応の在り方
を検討・準備するためである。そして、今後の方
針として、外国人労働者の受入れ、研修制度およ
び技能制度の適正かつ円滑な推進、国際交流の推
進・留学生や就学生の積極的受入れ、日本人と外
国人が共存・共生していく社会づくりができるよ
うな在留資格の運用検討・総合的な外国人行政の
構築等をあげている。さらに、現在、永住外国人
参政権の検討も行われている。これらは、多文化
化の現状を踏まえ、21世紀の日本社会のあり方を
模索する行政の姿勢といえよう。

国内でも共生を目指し外国人政策をとる自治体
が見られる。なかでも、日本初の外国人市民代表
者会議を設置した川崎市、市民主役の民際外交²¹
を推進してきた神奈川県、外国人の流入と定住化、

国際結婚の増加による多文化化の中にある新宿
区、深刻な嫁不足から国際結婚を行政が推進した
山形県最上地域等は、非常に積極的な取組をして
いる地域である。そのように主だった政策でなく
ても、多くの自治体が様々な言語による行政のパン
フレットを作成し、外国人を地域に取込む行事
を企画している。

では、現実には共生は図られているのか。外国人
による犯罪に対する日本人の被害者意識は強い。
しかし、肉体労働あるいは単純労働に従事する外
国人労働者の人権侵害の問題、医療問題、また彼
らの子供たちの人権、教育、医療問題が表面化し
ているにもかかわらず、これらに対する日本人の
問題意識は、あまりにも希薄である。外国人労働
者も納税の義務を果たしその地域に居住している
住民であるという認識も極めて低いように思われ
る。一方で「世界の共通語、英語」を使うことの
できる国際社会に通用する人材の育成を、文部省、
教育関係機関、子供を持つ親、それどころか凡そ
日本国民全体が指向しているのも現実である。内
なる国際化、国内での多文化共生の問題をないが
しろにして、外に向けての国際化、すなわち地球
という大きな船の中での多文化共生はありえない。

多文化共生を展望する行政の流れ、国民一人一
人の共生意識の高揚、その両者なくしては、多文
化共生社会の実現は不可能であろう。

Ⅲ. 国際結婚にみられる共生意識と異文化で 生きることの意味の変遷

(1) 調査の概要

国際結婚に見られる異文化葛藤の調査のため
に、筆者らは以下のような調査を行った。この詳
しい報告は、別論に述べる。ここでは、その調査
の中で比較的多くのデータが得られた事例に関し
て考察する。

調査期間：1999年4月～2000年8月

調査対象：東京都、神奈川県、静岡県、山梨県
に在住する青年期までを日本で生活
した日本国籍者と、青年期までを外
国で生活した外国籍者の夫婦

調査方法：質問紙法（無記名方式）、一部聴き取り

(2) 事例

以下、事例に含まれる引用はすべて質問紙の回答をそのまま記載、網掛けは筆者による。

男性配偶者：米国籍、50歳代、教員、在日期間20年以上

女性配偶者：日本国籍、50歳代、自営業、米国滞在経験3年間

概況：女性配偶者は、学業のため来日していた男性配偶者に、仕事の関係で出会った。コミュニケーションの困難、生まれてくる子供の問題、文化・生活習慣の違いを理由とした家族の反対と手続きの困難さを乗り越え、結婚。現在、すでに成人した三人の子を持ち、どちらも互いの配偶者の家族との軋轢はない。男性配偶者の日本語の読み書きは、簡単な文章が読める程度であるが、聞き話す能力は、母語とほぼ同様である。現在の職場に20年以上在籍し、仕事上の人間関係では非常に高い信頼を得ている。地域社会でも、活躍している。女性配偶者は、国籍保持のため戸籍上の姓は変えていないが、正式な書類以外はすべて男性配偶者の姓を家族全員が用いる。男性配偶者、子供三人ともに米国籍で、日本の永住権を持つ。結婚期間28年。核家族世帯。

異文化体験：女性配偶者は、米国に住み、仕事もしたことがある（結婚後3年間）ため、米国人の考え方は理解できると言う。だが日本では通用しないことも多く、夫婦間の意見の食い違いの原因は、各文化における習慣（冠婚葬祭、親族間の付き合いなど）の違い、考え方の違いだと把握（意識）している。殊に、子供の教育に関しては、「ゆとり」を廻って食い違いが生じたようである。この子供の教育方針の違いは、女性配偶者による「日本の進学中心の教育」と言う表現に見られるように、文化の違いとして意識されている。

国際結婚の利点・問題点：国際結婚をしたことによる満足、利点として、女性配偶者は、「物事

をもっと広く見ることができるようになった。日本の考え方だけがすべてではないという事が理解できた。他事に関し関心を持てるようになり理解しようと努力している」としている。

不満としては、「現在住んでいる国に対してどうしても批判的になる」「どちらの国に住むか、子供たちはどちらの国の教育を受けさせるか、どちらの国を最終的に選択させるかなどに対しての問題が多く起こる」をあげている。さらに、「年をとるとともにそれぞれの国に対する愛着が深くなり、お互いの考えが同方向に向かない事も多い」という不安も抱えている。

男性配偶者は、若い頃は仕事に夢中だったが、現在ではホームシックになったり、孤独感を感じることがよくあると言う。日本人配偶者の日本にいたいという思いに反し、アメリカにいつか戻りたいと希望している。しかし同時に、同年春に一時戻ったふるさととは、自分の想像していた懐かしきふるさとではなかった。物事の捉え方にも違和感がある。「ふるさととも変わり、自分も変わった」という。それでも、やはり帰国の思いはつよい。「国際結婚はするのでも大変だけれども、してからも大変」と男性配偶者は言う。

日本社会の問題：男性配偶者の職場での人間関係の問題はほとんどないが、「外国人だということで、ある人は能力がない、又は、どうせ日本の考え方などわからないだろうという態度をとり、又、他の人は、期待過剰であったりと、両極端である」という。さらに、日本人と付き合うとき「本音とたて前が違いすぎ」違和感を感じるという。

子供の教育：子供が成人するまでは、前述のごとく、「ゆとり」を廻る夫婦間での子供の教育に関する意見の食い違いが大きかったようであるが、一方で、子供は「国際人」として育てていきたいと思い、そのために「日本独自の考え方が世界に通用しない事を、世界の大きな出来事がある度に話し合い、多くの知識、他国への理解を深める様努力している」という。

子供が小中学校時代は、「いじめや国籍が違

うことで不平等な扱いを受けたり、時には必要以上に関心をもたれたり」して、子供のアイデンティティ確立に常に不安を感じていたとしている。日本社会は外国人に対しかなり閉鎖的なところと、好奇心目で見るところがあり、なかんずく15歳以下くらいの子供は、自分と異質の者を排除する傾向があると指摘している。子供達は、かなりつらい思いをしたようである。

家族としての絆：育児分担は夫3：妻7、家事分担は夫2：妻8で、他の日本人同士のカップルに比べ高いという意識をもっている。これらの分担のみでなく、親子の会話、夫婦間の会話、ホームパーティー、夫婦一緒の外出などに関しても、同じように日本人同士のカップルに比べよくするという意識を持っている。さらに、「家族の団結は他よりも強いと感じている。」

言語：使用言語は、家族が揃っている時は日本語60%、英語40%、夫から妻には英語70%・日本語30%、妻から夫には英語50%・日本語50%、子供から親に対してはどちらの親に対しても日本語100%、母親から子供は日本語100%、父親から子供は日本語と英語。

(3) 考察

事例の網掛け部分は、結婚前から現在に至るまでの様々な国際結婚に伴う葛藤である。夫婦の両者が共に立ち向かわなくてはならない課題としては、国際結婚の手続きの困難さ、結婚に対する家族の反対、子供の受けた不平等な扱い、国籍保持のため妻の姓を変えられなかったことによる不都合などがあげられる。これらは夫婦と彼らが置かれた社会との間の葛藤で、ともに乗り越えることで経験を共有している。

夫婦間での葛藤は、冠婚葬祭などの習慣の違い、考え方の違い、子供の教育方針の違いであり、加えて年齢を重ねるにつれて湧いてくる自国への思いと考え方の違いである。しかし、それらは決して完全に否定されることはない。「相手の考え方も理解できる」「それぞれの国に対する愛着」という表現には、互いの文化的相違点の認知と同時に、互いの考え方や感情を尊重する心情的な歩み

寄りを感じさせる。これは、異質性の容認、すなわち「寛容」の精神そのものである。信念構造の相違が多く文化衝突を生んできたことは、歴史の事実であるが、その相違を容認できるか否かが文化的共生の要件と考えられるであろう。

日本人同士の結婚とは異なる、国際結婚の特質として夫婦が感じているのは、なんといっても「家族の団結」という言葉にみられる親子間、夫婦間の絆である。これは、会話量、共に過ごす時間、家族が揃っている時に使用する言語の特異性といった物理的要因によってのみ強化されているのではない。「物事を広く見ること…。日本の考え方がすべてではない事が理解できた」、「日本独自の考え方が世界に通用しない事を…話し合い、多くの知識、他国への理解を深める様努力…」のような視野の拡大と視点の転換、そして子供を「国際人^{註2}」として育てようとする姿勢にみられる、国家や民族を超越した意識の共有によっても強化されていると思われる。米村昭二（2000）による国際結婚の調査によれば、子を持つ調査対象者の48.4%が子供を「国際人」として育てていると回答している。これは、経験の共有とは異なり、日常生活の中で持続的に二者間で暗黙のうちに確認されている。日本文化でもアメリカ文化でもない新たな行動様式であり信念構造であると捉えられる。このような、各々の文化を超えた新しい文化の創造もまた、国際結婚を成立させている一つの要件ではないだろうか。

最後に、男性配偶者が望郷の想いの中で、自分の慣れ親しんだ精神文化と自分自身の両者の変化を認識したことは、この事例で特筆すべきことであろう。文化も個も固定的なものではなく、可変性のあるものであるという認識は、この望郷の想いにあっては引き裂かれるようなつらさを感じさせよう。しかし、可変的であるからこそ、異文化、多文化コミュニケーションに多様な可能性を与えるものであることも確かなのである。

倉地（1992：53）は、自文化・異文化というものを、それぞれ静態的客体として、固定的なものとして対峙的に把えた既存の異文化教育・訓練法のアプローチの限界を示し、そのような構造化さ

れた、静態的な統一体としての文化と、刻々と新しく生成され変化していく可変的な文化の二つの様態を同時的にとらえ、人間対人間としての共通認識から生ずる認知・情動・行動の融合した共感的理解を追求していくところに、新しい時代に相応しい異文化コミュニケーションがあるとしている。

国際結婚は、個人と個人間の相互の愛情はさることながら、経験の共有、相互の文化の認知と容認、新しい文化の創造を要件として成り立つ異文化コミュニケーション—異なる文化を背景に持つ者同士が対等に意思疎通を図る多文化共生—の一形態であると捉えられよう。

Ⅳ. 事例選択の妥当性と本研究の限界

(1) 事例選択の妥当性

本稿では、まず多文化化の現状と、そのような多文化化の中での共生意識の必要性に言及し、次に、現実には成立している国際結婚の夫婦というミクロな状況下での共生を取り上げ、異文化共生成立の基本的要件を求めた。事例として、日本人とアメリカ人配偶者との国際結婚が取り上げられているが、配偶者の国籍もしくは文化の選択に特別な基準は設けなかった。「農村花嫁^{註3}」のように相互の情動的共感をあまり持たずに結婚に踏み切った場合を除けば、国際結婚の夫婦という状況下にあっては、共生の相手としてすでに異文化出身者を選んでいる。そうである以上、二つの異なる文化がいかにして共生を持続しているかがより問題なのであり、それが欧米文化か、現在外国人登録者数の筆頭であるニューカマーズの非欧米文化かは、共生要件を考える際にはほとんど無関係である。もしそのような文化的基準を設けたとしたなら、それは文化間にヒエラルキーを設けたことになる。本稿では、異文化共生そのものを問うているのである。

勿論、日本文化と異文化共生の達成の可否を考える場合は、事例選択にあたり母集団の代表となるような文化の選択が必要かもしれない。なぜなら、日本人がその文化の担い手を共生の相手として選ぶことができるかどうか、すなわち受け入れ

られるかどうか、葛藤の度合いがどの程度かがまず問題になるからである。日本文化と相手の文化との心理的な距離が、共生に到達できるか否かの一つの重要な鍵となるからである。

(2) 本研究の限界

前述のように、国際結婚に関するアンケート調査を実施したのであるが、国際結婚自体増加しているとはいえ、一般的とはいえないものであり、被調査者数が極めて些少であり、さらに自由記入欄への記入も僅かであった。したがって本研究で使うことのできるデータも限られたものであったことは、研究の結果の普遍性を低下させているものと思われる。さらに多くの事例を調査し、より普遍的な結果を求めていきたい。

Ⅴ. 多文化共生社会への可能性

山梨県在住外国人生活実態調査報告書（平成11年5月）によれば、外国人の情報源（表2、図2参照）は、中国人が大半を占める「日本語のテレビ・新聞・情報誌」を除いては、「日本語以外のテレビ・新聞・情報誌」、「日本人以外の知人・友人」、「職場・学校の日本人の知人・友人」が他の項目の2倍以上となっている。日本語以外、日本人以外に表されている外国人ネットワークの充実には当然必要である。だが、地域ではなく職場・学校の日本人ということは、特定の制度を共有する集団の中でしか日本人とのコミュニケーションが行われていないことを意味する。

生活は自律的で、地域住民との接触はあまりない状態を、都筑（駒井洋編（1997）：155）は、「共生」の対概念として「セグリゲーション」とよび、日本各地での様々な取組の中で真に「共生」と呼べるものは少ないと述べている。そして「共生」を実現する条件として、①地域住民の受け入れ姿勢と自治能力、②外国人の自律的生活能力、③地域住民と外国人との間の問題解決回路の存在、④双方に「パーソナルな人間関係」があること、を提示している。①②によって可能になる両者の対等な関係と④にあげた双方向の「パーソナルな人間関係」、さらには、互いに異質な物を容

認する「寛容」の精神こそ、国際結婚における多文化共生を可能にしている、個と個の関係にはかならない。

このような個と個の関係は、何によって促進されるのであろうか。上から下りてくる多文化政策と、下から押し上げていく現実にも多文化を背負った人間関係。これらは、今後どのような形で日本社会を変容させていくのだろうか。「国際結婚はするのも大変だけれども、してからも大変」という言葉に、これから多文化共生社会を創造していかなければならない日本が経験するであろう痛みを感じさせる。

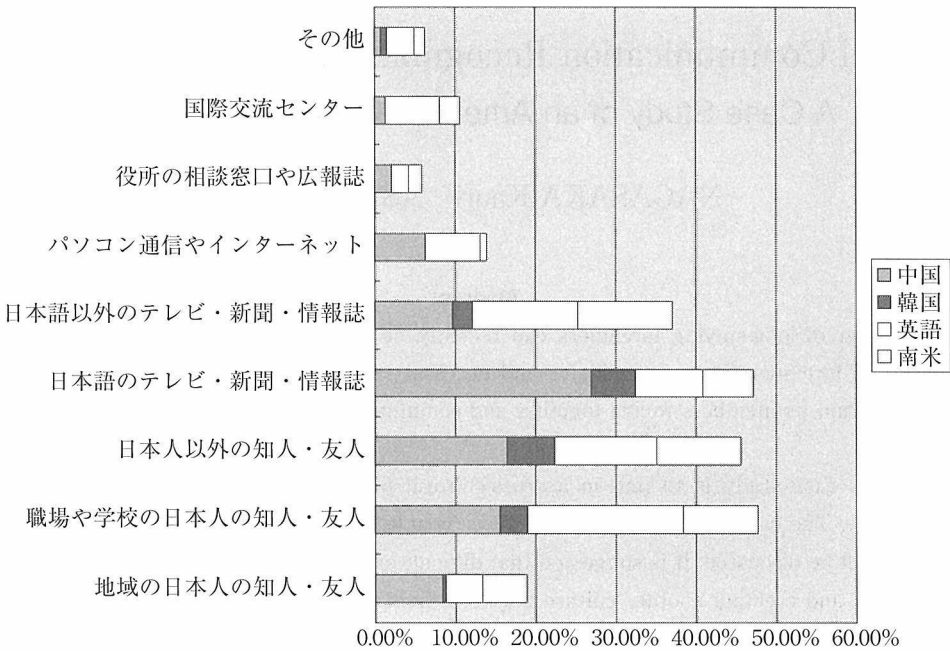
註

1) 民際外交は長洲知事時代の神奈川県政において…二大旗印の一つであった。…国際 (international) ではなく、民際 (interpeople)。つまり、市民同士 (People to People: P to P)。その外交 (diplomacy)。民際外交 (People to People diplomacy) というのは、かなり大胆な概念なのである。それでも、当初は、外交であるからには当然外向きのもの、外へのもの、と理解されていた。しかし、実践の中で、…新たな問題意識が生まれてきた。…外国籍市民…の困難を解決するためには、内向きの、内なる、市民同士の外交が必要なのではないか。かくて、民際外交の指

表 2 生活のための情報源

項目	言語別			
	中国	韓国	英語	南米
地域の日本人の知人・友人	8.40%	0.40%	4.60%	5.50%
職場や学校の日本人の知人・友人	15.60%	3.40%	19.40%	9.30%
日本人以外の知人・友人	16.50%	5.90%	12.70%	10.50%
日本語のテレビ・新聞・情報誌	27.00%	5.50%	8.40%	6.30%
日本語以外のテレビ・新聞・情報誌	9.70%	2.50%	13.10%	11.80%
パソコン通信やインターネット	6.30%	0.00%	6.80%	0.80%
役所の相談窓口や広報誌	2.10%	0.00%	2.10%	1.70%
国際交流センター	1.30%	0.00%	6.80%	2.50%
その他	0.80%	0.80%	3.40%	1.30%

(山梨県在住外国人生活実態調査報告書より作成)



(山梨県在住外国人生活実態調査報告書より作成)

図 2 生活のための情報源

導から五年目(80年)頃には、内なる民際外交が登場してくる。(駒井洋、渡戸一郎編『自治体の外国人政策』明石書店 1997年, p93.)

- 2)「国際人」には明確な定義がない。本事例に、「日本独自の考え方が世界に通用しない…多くの知識、他国への理解を深める」とあるように、国家や民族を超越した意識をもった人と捉えられよう。
- 3)「嫁不足」に悩む農村の青年に、町や村がフィリピン、スリランカ、韓国、中国などの女性とお見合いをとり行い、組織的に「農村花嫁」を迎えようとする試みは、1985(昭和60)年に山形県朝日町が先鞭をつけて以降、同様の悩みをかかえる町村に広がっていた。また農村部だけでなく都市部においても、民間の結婚あっせん所を通じた「お見合い」結婚が増加した。(駒井洋編『新来・定住外国人がわかる事典』明石書店 1997年, p145.)

引用・参考文献

倉地暁美『対話からの異文化理解』勁草書房 1992年.

倉地暁美『多文化共生の教育』勁草書房 1998年.

厚生省大臣官房統計情報部『平成11年度人口動態統計年報』.

駒井洋編『新来・定住外国人がわかる事典』明石書店 1997年.

駒井洋、渡戸一郎編『自治体の外国人政策』明石書店 1997年.

法務省入国管理局「平成11年末現在における外国人登録者統計について」

<http://www.moj.go.jp/PRESS/000530-1.htm>.

法務省入国管理局「第2時出入国管理基本計画の策定について」

<http://www.moj.go.jp/PRESS/000300-2.htm>.

米村昭二(研究者代表)『日本における外国人労働者と国際結婚』平成9, 10, 11年度科学研究費補助金(基礎研究(B)(1))研究成果報告書 研究課題番号 09410062.

財団法人山梨県国際交流協会『山梨県在住外国人生活実態調査』1999年.

Transcultural Communication Recognized in Cross-Cultural Marriage: A Case Study of an American-Japanese Couple

NAGASAKA Kaori ASAI Michiko

Abstract

An increased number of long-staying foreigners can recently be found in Japan. Considering the short supply of workforce, an influx of foreigners is an unavoidable and necessary social phenomenon. Such a multicultural situation challenges our society and its members to live together and communicate with foreigners from different countries and cultures.

The purpose of this case study is to find in a cross-cultural marriage some factors which make transcultural communication possible. The case of the American-Japanese couple, who, with three children, have lived in Japan for more than 20 years, will be discussed. It is suggested that difficult experiences in common, recognition and acceptance of each other's culture, and creating another culture between them or among their family as well as affection toward each other will be essential in their transcultural communication.

Key Words: transcultural communication, cross-cultural marriage, transnational person